



佐賀県公報

平成20年
1月30日
(水曜日)
第13011号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (三一・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (三二・") 一
- 道路の区域の変更 (三三・道路課) 一
- 道路の供用開始 (三四・") 二
- 道路の区域の変更 (三五・") 二
- みやき町宮北茂安地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 二
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (税務課) 三
- ◎学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 (規則・一) 三

○告示

◎佐賀県告示第三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十年一月三十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
井原医院	佐賀市東与賀町大字飯盛二一〇七番地	平成二〇・一・一
川副内科小児科医院	佐賀市八戸一丁目一番一〇号	平成一九・一二・二六

納富産婦人科	佐賀市松原四丁目三番二一〇号	平成一九・一二・一
後藤整形外科医院	唐津市栄町二五七〇番地	平成一九・一二・一六
森外科医院	杵島郡白石町大字戸ヶ里一八一一番地	平成二〇・一・一

◎佐賀県告示第三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年一月三十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
医療法人北士会陶都 有田北川眼科	西松浦郡有田町南原甲六四一番地六	平成二〇・一・一
森外科医院	杵島郡白石町大字戸ヶ里一八一一番地	"
健康堂薬局ありた店	西松浦郡有田町南原穂波尾甲一一〇九番一〇	平成一九・一二・二五

◎佐賀県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年一月三十日から平成二十年二月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の幅員 メートル
佐賀市久保泉町大字川久保字神 上四一〇九番地先から 佐賀市久保泉町大字川久保字神 上四一八番一地先まで	前	一〇・六 、 六・七
	後	一四・九 、 六・七
佐賀市久保泉町大字川久保字神 上四一〇九番地先から 佐賀市久保泉町大字川久保字神 上四一八番一地先まで	前	六一・五
	後	六一・五

●佐賀県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年一月三十日から平成二十年二月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀脊振線	佐賀市久保泉町大字川久保字神上四一〇九番地先から 佐賀市久保泉町大字川久保字神上四一八番一地先まで	平成二〇・一・三〇

●佐賀県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年一月三十日から平成二十年二月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の幅員 メートル
一般国道 四九八号	前	一一・八 、 八・〇
	後	一・三 、 一三六・四

○ 公 告

みやき町長 未安伸之から協議のあったみやき町営土地改良事業（農村振興総合整備）北茂安地区の計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることが出来ます。異議申出書は、平成20年3月14日までに佐賀県鳥栖農林事務所（郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234番地1）に提出してください。

平成20年1月30日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
みやき町宮土地改良事業(農村振興総合整備)北茂安地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成20年1月31日から平成20年2月28日まで
- 3 縦覧の場所
みやき町役場

佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第146条の3第2項の規定により、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成20年1月30日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 特約業者の氏名又は名称
佐賀県経済農業協同組合連合会
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
佐賀市栄町2番1号
- 3 特約業者の指定の取消しの年月日
平成19年9月30日

○ 教育委員会事項

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十年一月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則第一号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則
(学校教育法施行細則の一部改正)

第一条 学校教育法施行細則(昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の九」を「第十九条」に改める。

第二条第一項中「第八十三条第二項」を「第三百三十四条第二項」に、「第八十二条の八第一項」を「第三百三十条第一項」に改める。

第三条中「第八十二条の八第一項」を「第三百三十条第一項」に、「第七条の七」を「第十五条」に改める。

第四条中「第八十二条の八第一項」を「第三百三十条第一項」に、「第七条の六」を「第十四条」に改める。

第六条中「第七条」を「第九条」に改める。
第七条中「第六十五条」を「第一百四四条」に、「第二十八条」を「第五十八条」に改める。

(佐賀県立学校の管理に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県立学校の管理に関する規則(昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二を次のように改める。
(学校評価)

第七条の二 校長は、学校の教育水準の向上を図るため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の評価を行うに当たっては、当該学校の実情に応じ、適切な項目を設定するものとする。

3 校長は、第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は

生徒の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 校長は、第一項及び前項の規定による評価の結果を、教育委員会に報告するものとする。

第二十八条の二第一項中「第五十七条の四第一項」を「第八十七条第一項」に改める。

第二十八条の三第一項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

第二十九条中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、児童又は生徒に対する懲戒について必要な事項は、校長が別に定める。

第四十五条第二項中「第二十九条」の下に「(特別支援学校の小学部及び中学部にあつては、第一項に限る。)」を加え、同条第三項中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改める。

(佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第三条 佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和五十七年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

(技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正)

第四条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則(平成四年佐賀県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十五条の二」を「第五十五条」に改める。

様式第一号中「~~第45条の2~~」を「~~第55条~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定(佐賀県立学校の管理に関する規則第七条の二の改正規定、同規則第二十九条の改正規定(同条に一項を加える改正規定に限る。))及び同規則第四十五条の改正規定に限る。

は、平成二十年四月一日から施行する。